

# 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

公益社団法人 島根県林業公社

## 第1 目的

本実施要領は、公益社団法人島根県林業公社（以下「林業公社」という。）が平成26年5月1日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

## 第2 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする県、市町（以下「市町等」という。）は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下、「GHG 関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

- 2 認定は市町等を対象とする。

## 第3 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする市町等は、【別記1】の「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を林業公社に提出しなければならない。

## 第4 審査及びその結果の通知

- 1 林業公社は、事業者認定のため、理事長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第5（発電利用に供する木質バイオマスの証

明に係る事業者の認定要件)及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に審査を実施し、認定の可否を決定する。

ただし、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。

3 林業公社は、審査の結果を申請者に通知するものとする。

## 第5 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

市町等が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。  
(適用範囲)

① 県有林、市町有林から出荷する木質バイオマスの証明について適用するものであること。

または、市町等が進めるバイオマスプロジェクト（「木の駅プロジェクト」等）において市町等から認定等を受けた者（以下「プロジェクト参加者」という。）が出荷する木質バイオマスの証明について適用するものであること。（市町等は、プロジェクト参加者名簿を作成し、林業公社へ報告すること。）

(分別管理)

② 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別できること。

③ プロジェクト参加者が出荷する各段階において、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう、分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

④ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に関する情報が管理簿等により把握できること。

⑤ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

⑥ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG関連情報の管理等)

⑦ 国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有しているこ

と。

また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること

## 第6 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定書の交付及び公表

- 1 林業公社は、認定をした市町等（以下「認定事業者」という。）に対して、【別記2】の「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（2において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を林業公社のホームページ等に公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から5年間までとする。

## 第7 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載した証明書【別記3-1】【別記3-2】を発行し、出荷先へ引き渡すものとする。  
GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。
- 2 証明書の交付は、島根県が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明事務取扱要領」に準じて行うものとする。

## 第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、【別記4】の「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を、毎年5月末までに林業公社へ報告する。
- 2 林業公社は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第9 立入検査

林業公社は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの

取扱いが適正であるか否かを県と協力して検査することができるものとし、認定事業者は、林業公社から検査を行う旨の通知を受けた場合は、必要な情報を提供するなど協力しなければならない。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

## 第10 認定事業者の取消し

- 1 林業公社は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、認定事業者名等を林業公社のホームページ等に公表するものとする。
  - ① 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
  - ② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。
  - ③ 認定事業者が認定要件に適合しなくなったとき。
- 2 林業公社は、認定を取り消したときは、「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

## 附則

1. この実施要領は、平成26年5月1日から施行する。
2. この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。
3. 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定を既に受けている者で、GHGの認定を新たに受けない場合は、次の継続申請時までは改めて発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請は必要ない。継続申請等の手続きは、本実施要領によるものとする。

【別記1】（事業者認定申請書の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 島根県林業公社

理事長 様

（申請者） 印

貴公社の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 取扱バイオマスの種類及び年間取扱数量計画（別添：適宜作成）
- 2 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）  
（別添）

（以下項目は該当する場合のみ）

- 3 市町等が進めるバイオマスプロジェクトの取組内容  
（別添：適宜、取組内容のわかる資料）
- 4 市町等が進めるバイオマスプロジェクトの参加者名簿（別添：適宜作成）

注）1～4の事項について、認定後に変更が生じた場合は変更内容を報告のこと

【別記1ア】（事業者認定申請書（継続）の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

令和 年 月 日

公益社団法人 島根県林業公社

理事長 様

（申請者） ㊞

貴公社の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】

今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

- 1 取扱バイオマスの種類及び年間取扱数量計画（別添：適宜作成）
- 2 分別管理及び書類管理の方針（GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」）  
（別添）

（以下項目は該当する場合のみ）

- 3 市町等が進めるバイオマスプロジェクトの取組内容  
（別添：適宜、取組内容のわかる資料）
- 4 市町等が進めるバイオマスプロジェクトの参加者名簿（別添：適宜作成）

注）1～4の事項について、認定後に変更が生じた場合は変更内容を報告のこと

【別記2】（事業者認定書の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

令和 年 月 日

様

公益社団法人 島根県林業公社  
理 事 長 小 林 淳 一

令和 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定申請について「事業者認定実施要領」に基づき、下記のとおり認定します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達について認定する場合】

今回の認定には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

認定番号：島公認定26-

市町等名

認定の有効期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください。

※伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書

【別記3-1】

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

(会社名)

(代表役名) 代表者名 様

出荷者名  
代表者名  
認定番号  
住 所

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載）
2. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
3. 物件、（森林）所在地
4. 伐採面積
5. 樹種
6. 数量
7. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
  - (1) 原料区分
    - 林地残材等
    - その他伐採木
  - (2) 原料輸送区分
    - トラック最大積載量： 4 t 車以上       10 t 車以上       20 t 車以上
    - 輸 送 距 離： 10 km以下       20 km以下       30 km以下
    - 40 km以下       50 km以下       100 km以下
    - 150 km以下       200 km以下       300 km以下

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知書等の関連書類の写しを添付。

また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届

※加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書

【別記3-2】

番 号  
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

(会社名)  
(代表役名) 代表者名 様

出荷者名  
代表者名  
認定番号  
住 所

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分

- チップ加工  
 ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）  
 ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分

- トラック最大積載量： 4 t 車以上       10 t 車以上       20 t 車以上  
輸 送 距 離： 10 km以下       20 km以下       30 km以下  
                   40 km以下       50 km以下       100 km以下  
                   150 km以下       200 km以下       300 km以下

※ GHG関連情報の内容については必要に応じて加除する（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）

【別記4】

番 号  
令和 年 月 日

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告

公益社団法人 島根県林業公社  
理 事 長 小 林 淳 一 様

団体認定番号：  
(申請者)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2. 木材の取扱量

木材の取扱量 (総数)		m3	うち公社 造林地から 搬出された もの
総数のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3		
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3		
総数のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3		
うち、GHG関連情報を伴うもの	原木 (原料) 入荷量 m3 チップ等出荷量 m3		

## 分別管理及び書類管理方針書（例）

市 町  
令和 年 月 日作成

本方針書は、公益社団法人島根県林業公社が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成〇年〇月〇日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

### （適用範囲）

- ・市町等が進めるバイオマスプロジェクト（「木の駅プロジェクト」等）において市町等から認定等を受けた者が（以下「プロジェクト参加者」という。）搬出する木質バイオマスについて適用するものであること。

### （分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

### （分別管理の実施）

- ・プロジェクト参加者が持ち出す材の由来の確認方法等について具体的に記入

### （書類管理）

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

## 分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

市 町  
令和 年 月 日作成

本方針書は、公益社団法人島根県林業公社が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和〇年〇月〇日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG 関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

### （適用範囲）

- ・市町等が進めるバイオマスプロジェクト（「木の駅プロジェクト」等）において市町等から認定等を受けた者が（以下「プロジェクト参加者」という。）搬出する木質バイオマスについて適用するものであること。

### （分別管理・GHG 関連情報管理等責任者）

- ・分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

### （分別管理の実施）

- ・プロジェクト参加者が持ち出す材の由来の確認方法等について具体的に記入

### （GHG関連情報の管理等の実施）

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容（原料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等）に応じた分別管理等により、入荷から出荷までGHG 関連情報

を適切に管理する。

- ・出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を 5 年間保存する

（書類管理）

- ・分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告（GHG 関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG 関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

以上